

# 住宅・アパート・マンションなどの工事 農業などの土地活用をお考えの皆様へ

## 土地の**不発弾探査**は済みましたか？

## 不発弾探査の費用を**原則100%補助**します！

※ただし、樹木の伐採や所有物の撤去等は申請者ご自身で行っていただく必要があります。

沖縄県では以下の事業を推進しています

畑や原野の不発弾探査

広域探査発掘加速化事業



住宅建築やその他工事の不発弾探査

住宅等開発磁気探査支援事業



次ページのフロー図でどの事業に該当するかチェックしましょう

## 不発弾探査を実施することで、土地活用及び 周辺住民の安全・安心につながります。

事業主体：沖縄県

お問い合わせ先

沖縄県知事公室 防災危機管理課(分室)

沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 (沖縄県庁3階西側)

TEL:098-866-2153 FAX:098-866-2485

9:00~17:00(土・日・祝・年末年始以外)

※住宅等開発磁気探査支援事業の詳細は、沖縄県住宅等開発磁気探査費補助金交付要綱をご確認ください。  
ウェブサイト <http://www.pref.okinawa.jp/site/chijiko/bosai/jyuutakujikitanssa.html>

沖縄県 不発弾探査

検索

# 不発弾探査の手続きフロー

申請を予定している土地は、  
以前に、不発弾探査を  
行ったことがある。

はい

補助を受けられない  
可能性があります。

ただし、住宅等の建て替えで新しい住宅の基礎が従来よりも深くなる場合、または杭を新たに設置する場合などは補助の対象となる可能性があります。  
詳細は沖縄県防災危機管理課へお問い合わせください。

いいえ

畑や原野の不発弾探査を  
行いたい。

工事の際の不発弾探査を行いたい。  
(住宅・アパート等の建築やその他の工事)

はい

「広域探査発掘加速化事業」  
でお申し込みください。

申請書類の提出から不発弾探査実施  
までに、約1年を要します。

※状況によってはさらに期間を要する場合があります。



はい

「住宅等開発磁気探査支援事業」  
でお申し込みください。

申請が受理されてから不発弾探査実施  
までに、約2週間を要します。

※規模によってはさらに期間を要する場合があります。



※手続きには期間を要しますのでお早めにお申し込みください。

※同じ土地に対して、上記「広域探査発掘加速化事業」「住宅等開発磁気探査支援事業」の二つの事業を実施することはできません。

※土地の利用目的によって適した事業が異なりますので、お申し込みの際にご確認ください。

# 市町村問い合わせ先

市町村名	担当課(室)名	電話番号	FAX
那覇市	防災危機管理課	098-861-1102	098-862-0614
宜野湾市	市民防災室	098-892-3151	098-892-7022
石垣市	防災危機管理課	0980-87-5533	0980-83-1427
浦添市	防災危機管理室	098-876-1190	098-879-0290
名護市	総務課	0980-53-1212	0980-54-0811
糸満市	総務課	098-840-8245	098-840-8112
沖縄市	防災課	098-939-7773	098-934-0665
豊見城市	総務課	098-850-8165	098-850-5343
うるま市	防災基地涉外課	098-979-6760	098-979-7340
宮古島市	防災危機管理課	0980-72-3751	0980-73-1645
南城市	総務課	098-917-5378	098-917-5424
国頭村	総務課	0980-41-2101	0980-41-5910
大宜味村	総務課	0980-44-3001	0980-44-3139
東村	総務財政課	0980-43-2201	0980-43-2457
今帰仁村	総務課	0980-56-2101	0980-56-4270
本部町	総務課	0980-47-2101	0980-47-4576
恩納村	総務課	098-966-1200	098-966-2779
宜野座村	総務課	098-968-5111	098-968-5037
金武町	総務課	098-968-2111	098-968-2475
伊江村	総務課	0980-49-2001	0980-49-2003
読谷村	総務課	098-982-9201	098-982-9202
嘉手納町	総務課	098-956-2222	098-956-9508
北谷町	総務課	098-936-1234	098-936-7474
北中城村	総務課	098-935-2233	098-935-3488
中城村	総務課	098-895-2131	098-895-3048
西原町	生活環境安全課	098-945-5018	098-946-6086
与那原町	生活環境安全課	098-945-4688	098-946-6074
南風原町	総務課	098-889-4415	098-889-7657
渡嘉敷村	総務課	098-987-2321	098-987-2560
座間味村	総務・福祉課	098-987-2311	098-987-2004
粟国村	総務課	098-988-2016	098-988-2206
渡名喜村	総務課	098-989-2002	098-989-2197
南大東村	総務課	09802-2-2001	09802-2-2669
北大東村	総務課	09802-3-4001	09802-3-4406
伊平屋村	総務課	0980-46-2001	0980-46-2956
伊是名村	総務課	0980-45-2001	0980-45-2467
久米島町	総務課	098-985-7121	098-985-7080
八重瀬町	総務課	098-998-2200	098-998-4745
多良間村	総務財政課	0980-79-2619	0980-79-2660
竹富町	防災危機管理課	0980-82-1109	0980-83-3119
与那国町	総務財政課	0980-87-2241	0980-87-2079

令和2年4月1日現在

# 広域探査発掘加速化事業

畑や原野など、主に工事を行わない土地に対して不発弾探査を行う事業です。

## 【申請要件】

### 1. 土地の用途

- 畑、原野となっている土地などが対象です。

※以下の場合、土地の調査または不発弾探査を実施できないことがあります。

- ・ 地滑りの恐れがある土地や急傾斜地
- ・ 川や海が隣接している土地
- ・ 土地改良事業などの事業地（計画地含む）
- ・ 森林区域に指定されている土地など

### 2. 土地の面積

- 100㎡を超える土地が対象です。



### 3. お申し込み方法

- 申請する土地の市町村窓口で、「磁気探査要望の注意事項」をご確認の上、申請書と同意書(要押印)を提出してください。

※様式は各市町村窓口で用意しています(印鑑をご用意ください)。

※申請する地番については、正確に記載いただきますようお願いいたします。

### 4. お申し込みから不発弾探査終了までの期間

- お申し込みから半年程度で「土地の調査」を開始し、1年程度で「不発弾探査」を実施します。
- 実際に不発弾探査を行う前に、担当者から土地所有者に確認の連絡を行います。

※不発弾等が埋没している可能性の高い地域を優先し予算の範囲内で不発弾探査を実施するため、調査及び探査実施までさらに期間を要する場合があります。

調査を開始してから探査が完了するまでの間は、原則土地利用はできません。

### 5. 不発弾探査にかかる費用

- 原則、申請者の負担はありません。

※不発弾探査を行える状態(更地)を前提とし、樹木の伐採、所有物の撤去等は、申請者ご自身で行っていただく必要があります。

### 6. 不発弾探査を行う業者の選定及び契約

- 沖縄県が土地の調査を行う業者及び不発弾探査を行う業者と直接契約します。



# 住宅等開発磁気探査支援事業

住宅の新築・建て替え、その他工事を行う際の不発弾探査費を補助する事業です。

## 【申請要件】

### 1. 土地の用途

- 住宅の新築・建て替えや、その他民間工事予定の土地が対象となります。

【工事例】 ・住宅の新築、建て替え ・学校 ・福祉施設 ・病院 ・事業所 ・店舗 ・工場  
・ホテル ・建築以外の構造物 ・土地造成 など

### 2. 土地の面積

- 面積による制限はありません。



### 3. お申し込み方法

- 建設予定地の市町村窓口で、「申請予定票」を提出してください。

※申請予定票を提出した時点ではまだ申請は受理されていません。

- 「申請予定票」の提出後、県の担当者から申請に必要な書類についてご連絡します。

申請受理までの流れについて詳しくは5ページへ

### 4. お申し込みから不発弾探査実施までの期間

- 申請が受理されてから約2週間が目安となります。

※規模によってはさらに期間を要する場合があります。

※申請受理までに県の担当者との打ち合わせが必要になりますので、早めに「申請予定票」の提出をお願いします。

### 5. 不発弾探査にかかる費用

- 原則、申請者の負担はありません。

※年度毎の予算の範囲内で交付決定を行います。

### 6. 不発弾探査を行う業者の選定及び契約

- 申請者が不発弾探査を行う業者と直接契約していただきます。

※不発弾探査業者は表紙に記載されているURLから、入札参加資格者名簿に磁気探査で登録している事業者から選定してください。



## ～申請予定票の提出から磁気探査実施までの流れ～

### 申請予定票を提出

「沖縄県住宅等開発磁気探査支援事業申請予定票」を建築予定地の市町村窓口へ提出してください。(直接持参いただくか郵送でも可)

- ※この時点では、まだ申請は受理されていません。
- ※予算の状況等により希望する時期に磁気探査ができない場合があります。
- ※国や県のほかの補助を受けることが可能な場合は、申請を受け付けできない場合があります。

次ページの申請予定票を市町村へ提出

### 事前調整 (必要書類を用意)

県の担当者が必要書類について連絡します。  
県の担当者、建築業者、不発弾探査業者と相談の上、書類をご用意ください。

#### 【申請の際に必要な書類】

1. 住宅等開発磁気探査費補助金交付申請書
2. 建築予定地の案内図
3. 建築図面
4. 現況写真
5. 磁気探査見積書(3業者分)  
※表紙に記載しているURLより、入札参加資格者名簿を確認のうえ、磁気探査で登録している業者から選出
6. 民間工事予定地であることを確認するための書類  
※建築確認済証または建築確認申請引受書の写し、開発行為許可通知書の写しなど
7. 土地登記簿、公図の写し



### 申請書類を 沖縄県へ提出

上記書類のほかに以下の**確認が必須**となっています

- 担当者・審査者の資格及び雇用形態の確認
- 磁気探査機器の品質の確認
- 設計・施工者が加入している保険の状況の確認

### 申請書受理

※この時点で申請書受理となります。

申請書受理から交付決定まで約2週間

※規模によってはさらに期間を要する場合があります。

### 補助金の交付決定

交付決定後に申請者と不発弾探査を行う業者が契約し、着手します。

※交付決定まで不発弾探査は行えませんので、ご注意ください。



## 沖縄県住宅等開発磁気探査支援事業申請予定票

### (受付について)

- 下記の全ての項目をご確認のうえ、**建築を予定している各市町村の窓口へ提出**してください。
- 土・日・祝祭日の提出、お問い合わせはできません。

### (注意事項)

- この申請予定票は、申請にあたって県の担当者と**事前確認を行うためのもの**です。
- 事前確認は、申請書の書き方、添付書類の準備など実務的な内容の確認を行います。
- 事前確認の日程調整のため、下記に記載された電話へ連絡します。  
記入にお間違いのないようご確認ください。

申請予定時期：

磁気探査費用（概算）：

建築種別\*1： ①住宅 ②共同住宅 ③保育園・幼稚園 ④学校 ⑤福祉施設 ⑥病院  
⑦事業所・店舗 ⑧太陽光発電 ⑨集会所 ⑩工場 ⑪ホテル ⑫その他

\*1 建築種別は①～⑫の項目のいずれか一つを○で囲って下さい。

民間工事予定地の住所：

(ふりがな)

氏名：

(申請者\*2)

電話番号：

\*2 必ず記載すること。法人の場合は法人名と代表者名を記載すること。

(ふりがな)

氏名：

(磁気探査業者\*3)

電話番号：

\*3 県が策定した入札参加資格者名簿登録業者\*4の中から選定すること。

\*4 下記URLの「住宅、アパート、マンションなどの建築を考えている皆様へ」を参照。

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/chijiko/bosai/index.html>

(ふりがな)

氏名：

(建築業者)

電話番号：

# 沖縄県からのお願い

沖縄県では、昭和49年那覇市小禄における下水道工事で死傷者38名を出した不発弾爆発事故を契機に、地中に潜む不発弾を事前に探査する取り組みに力を入れています。

現在でも不発弾が発見され続けており、その件数は年間約600件にのぼります。県内では今なお危険と隣り合わせの状態にあります。沖縄県では県民の生命・財産を守るため、不発弾の探査を進めています。



## 市街地で発見された不発弾

戦後70年を経過しても身近な所に不発弾が眠っています。

【不発弾を発見したら】  
近寄らずに警察(110番)、海上の場合は海上保安部(118番)へ通報してください。

**実際に不発弾探査を行わない建設現場から  
不発弾が発見される事例もあり、  
事前調査を行わない工事着工は大変危険**です。

沖縄県の補助事業を活用し、  
安全に建設工事・土地活用を  
行うようお願いします。

